特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第76条第１・２項、第77条第１項 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年２月10日厚労告示第19号） 厚生労働大臣が定める基準（平成27年３月23日厚労告示第95号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	指定訪問リハビリテーション事業所の開設主体は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院に限定している。
特例措置の内容	指定地方公共団体が、特定地域活性化事業として、訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の指定地方公共団体の長が認めるものについて、指定訪問リハビリテーション事業所の開設要件を緩和する。
同意の要件	病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことを前提とした指定訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業を定めた計画であることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続	地域活性化総合特別区域計画の区域内の指定訪問リハビリテーション事業所について、厚生労働省が別に定める事務連絡等を踏まえ、指定地方公共団体が定める方法により、病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うと所在地の指定地方公共団体の長が認めること。

番号	厚労Ｂ004
特定地域活性化事業の名称	介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第79条第１・２項、第80条第１項 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年３月14日厚労告示第127号） 厚生労働大臣が定める基準（平成27年３月23日厚労告示第95号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設主体は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院に限定している。
特例措置の内容	指定地方公共団体が、特定地域活性化事業として、介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の指定地方公共団体の長が認めるものについて、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設要件を緩和する。
同意の要件	病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことを前提とした指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業を定めた計画であることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続	地域活性化総合特別区域計画の区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所について、厚生労働省が別に定める事務連絡等を踏まえ、指定地方公共団体が定める方法により、病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うと所在地の指定地方公共団体の長が認めること。

番号	厚労Ｂ007
特定地域活性化事業の名称	地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地域支援事業の実施について（平成18年６月９日老発〇六〇九〇〇一厚生労働省老健局長通知）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	地域支援事業実施要綱では、介護機器貸与については、明確に規定されていない。
特例措置の内容	介護保険給付の対象となっていない介護機器について、一定の条件を満たせば、地域支援事業（任意事業）を活用して福祉用具の貸与等が実施できること。
同意の要件	本事業は将来的に介護保険給付の対象となることを目指して指定地方公共団体においてその責任でモデル事業として介護機器の貸与事業を実施される新規性のある事業であることを確認した上で同意する。具体的には以下の要件を満たすこと。 ・貸与事業を実施し、生活支援を充実させ高齢者の自立支援につなげること。 ・貸与事業の対象とする介護機器は、①現行制度において「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」に該当する機器ではないこと、②国が示す「介護保険制度における福祉用具の範囲」（※）の要件を全て満たすこと。 ・貸与事業の対象の介護機器の貸与実績や効果については指定自治体においてデータ等を収集し、分析した上で国に報告すること。 ・貸与事業に係る利用者の負担は、介護保険給付の対象となる福祉用具貸与と同じとすること。 ※「介護保険制度における福祉用具の範囲」 １　要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの